

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	しべつししゅうらく
組織名	士別市集落
ふりがな	いがらし ひろゆき
代表者氏名	五十嵐 浩幸
ふりがな	しべつしにし1じょう8ちょうめ701ばんち1
所在地	士別市西1条8丁目701番地1

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

☐	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙 1
☐	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間直接	令和2年度	令和6年度	5年	令和5年度	令和6年度
環境直払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1										計	遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
		田		畑		草地		採草放牧地					
	多面支払	a		a		a				a	a	円	
	中山間 直払	10,198a		0a		4,131a		a		232,598 a	a	168,979,779円	
		154,180a		13,081a		51,008a		a					
		傾斜	1/20	傾斜	15度	傾斜	15度	傾斜					
			1/100		8度		8度						
農地面積	環境 直払※2											a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
	うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面支払と中山間直払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
210,498 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙 1)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名	役職名等	氏名
代表者	五十嵐 浩幸	幹事	遠藤 博康
副代表	菅原 美喜雄	幹事	河口 貴之
副代表	沼館 圭一	幹事	山下 将史
幹事	榎本 裕太	幹事	米倉 信幸
幹事	佐々木 雅也	幹事	野口 征告
幹事	飛世 薫	幹事	玉田 陽一
幹事	遠藤 英俊	幹事	保科 隆志
幹事	小泉 誠	幹事	榎本 實男

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏 名	実施要領の第6の1の(2)のアの(イ)の役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
五十嵐 浩幸	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	上士別地区	士別市集落代表 上士別地区連合代表
遠藤 英俊	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	温根別地区	温根別地区代表
菅原 美喜雄	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	南町地域	士別市集落副代表 士別第2地区代表 南町地域代表
佐々木 雅也	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	武徳地域	武徳地域代表 士別第1地区代表
飛世 薫	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	下士別地域	下士別地域代表
沼館 圭一	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川西地域	士別市集落副代表 川西地域代表
小泉 誠	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	南士別地域	南士別地域代表
遠藤 博康	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	西士別・学田地域	西士別・学田地域代表
河口 貴之	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	中士別地区	中士別地区代表
山下 将史	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川北地域	川北地域代表
米倉 信幸	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	兼内地域	兼内地域代表
野口 征告	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川南地域	川南地域代表

玉田 陽一	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	大成英郷地域	大成英郷地域代表
保科 隆志	(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ	多寄地区	多寄地区代表
榎本 實男	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	大和牧場地区	大和牧場地区代表
榎本 裕太 (経営主：榎本牧場)	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	北町地域	北町地域代表
谷 貴文	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	武徳地域	武徳地域会計
宮路 一美	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	下士別地域	下士別地域会計
後藤 勲	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	士別第２地区	士別第２地区会計
尾形 好敏	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	西士別・学田地域	西士別・学田地域会計
有野 元博	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川西地域	川西地域会計
安達 強	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	南士別地域	南士別地域会計
佐久間 磨樹 (経営主：佐久間牧場)	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	南町地域	南町地域会計
竹内 尚史	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川北地域	川北地域会計
長澤 政秋	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	兼内地域	兼内地域会計
佐々木 正博	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川南地域	川南地域会計
中 健太	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	大成英郷地域	大成英郷地域会計
植松 強	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	北町地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
稲井 正二	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	川南地域	川南地域監査
中垣 和弘	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	大成英郷地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
北口 久	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	大成英郷地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
藤原 尊志	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	大成英郷地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
清水 茂	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	南士別地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
東海林 道雄	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	川西地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導
鈴木 茂樹	(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ	武徳地域	武徳地区監査
恋塚 忠男	(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導	武徳地域	水路・農道等の維持管理作業時の計画立案・指導

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数 (人)	協定参加者数 (人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合 (%)
36	453	7.9%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
☐	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
☐	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ()

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
☐	③その他 (泥上げ、草刈り等は多面的機能支払交付金により行う。)

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡、円)

項 目	協 定 農用地 面 積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額
協定全体	1,432,994	1,019,859	急傾斜	21.0	21,417,039	0	急傾斜	11.5	0	413,135	急傾斜	10.5	4,337,917		急傾斜		
	21,826,916	15,418,001	緩傾斜	8.0	123,344,008	3,515,502	緩傾斜	3.5	12,304,257	5,100,775	緩傾斜	3.0	15,302,325		緩傾斜		
			小区画・ 不整形				小区画・ 不整形				小区画・ 不整形				小区画・ 不整形		
			草地比率 の高い草地				草地比率 の高い草地				草地比率 の高い草地				草地比率 の高い草地		
			高齢化率 ・耕作放棄率				高齢化率 ・耕作放棄率				高齢化率 ・耕作放棄率				高齢化率 ・耕作放棄率		
		-2,242,135	交付対象 外	8.0	-21,244,423		交付対象 外	3.5		-123,860	交付対象 外	3.0	-371,580		交付対象 外		
計	23,259,910	14,195,725			123,516,624	3,515,502			12,304,257	5,390,050			19,268,662				

第4 集落マスタープラン (必須事項)

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する (複数可)。

	目指すべき将来像
☐	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
☐	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他 (自由記載)

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。
また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策		活動計画（目標）
	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
○	担い手への農地集積	耕地面積16,600ha R 6 目標15,180ha (91.4%) R 2 実績15,140ha (91.2%) R 3 実績14,568ha (87.8%) R 4 実績14,729ha (88.7%) R 5 実績14,729ha (88.7%)
	担い手への農作業の委託	
○	新規就農者等による農業生産	・新規就農者、新規参入者等担い手の定着を図るため、先進地視察研修及び各種研修会への参加、共同機械オペレーターとして必要な資格助成等を行う。 新規就農者等担い手数 R 6 目標 10人 R 2 実績6人 R 3 実績7人 R 4 実績5人 R 5 実績10人
	地場産農産物等の加工・販売	
	消費・出資の呼び込み	
○	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	・農作業受託組織の設立 R 4 現状3組織(川西・多寄・朝日) ⇒R 5 新規1組織設立(コントラ組織)
○	その他（自由記載）	①士別市農業農村活性化事業の実施 ②地区（・地域）での共同取組活動の推進 ・共同機械・施設の利用 ・地域課題に基づく取組の実施

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☒ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
☐	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産の利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等（そのための買い上げを含む。）を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
☐	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
☐	⑩その他 土づくりと自然災害に強い圃場整備を基本に、暗渠排水事業、堆肥施用事業等に取り組む。また、エゾ鹿等の食害・踏害を防ぐため、電牧設置・駆除等の有害鳥獣対策を実施する。

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
①水 路	ア) 水路清掃（○）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
○	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
○	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
○	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
○	⑩その他（農村景観の整備）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

士別市全域（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地

a 傾斜1／20以上の田

b 傾斜15度以上の畑、草地及び採草放牧地

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地（市長の判断によるもの）

a 傾斜1／100以上で1／20未満の田の全てを対象とする。

b 傾斜8度以上で15度未満の畑、草地及び採草放牧地の全てを対象とする。

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 集落協定の共通事項

特になし。

3 対象者

特になし。

4 その他必要な事項

(1) 地目及び農地形状等の変更による交付単価は、次のア、イを適用する。

ア 田寄せ畑寄せ等による地目の変更により、傾斜勾配が区分外となった場合は変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。

イ 土地改良等の実施による傾斜勾配の変更

(ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、令和2年度交付した単価を令和6年度まで適用する。

(イ) 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、その改善された圃場で農業生産活動を行う年度から、整備された圃場の傾斜勾配の単価を適用する。ただし、その勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。

(2) 土地改良通年施工の場合の取り扱い

土地改良通年施工を行っている農地も対象農地とする。ただし、当該年度内に事業が終了し、協定に事業実施が位置づけられているものとする。

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して 五十嵐 浩幸 が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。（詳細は別紙1 附帯説明資料のとおり）

項 目		金 額 (円)	うち、前年度からの繰越額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	4,542,938	115,000
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	177,668,761	72,038,253
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	4,167,000	391,793
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	24,000	
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額（3のとおり）		
	合計	186,402,699	72,545,046
		(a)	(b)

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立予定額	10,239,103	8,743,089	3,149,329	10,963,026	△ 54,838,491
積立累計額	—	28,352,192	43,875,465	54,838,491	0

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度： 令和 6 年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額： 2,800,095 円
- 使途： 共同利用機械（ブームモア）の購入
に要する経費（具体的に記入）
- 取り崩し予定年度： 令和 6 年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額： 2,799,240 円
- 使途： 共同利用施設（格納庫）借入金返済
に要する経費（具体的に記入）
- 取り崩し予定年度： 令和 6 年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額： 228,777 円
- 使途： 共同利用機械（ブームモア）の購入
に要する経費（具体的に記入）
- 取り崩し予定年度： 令和 6 年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額： 49,010,379 円
- 使途： 地域型基盤改善事業（災害復旧）
に要する経費（具体的に記入）
- ② 次年度への繰越
- 繰越予定年度： 年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額： 円
- 使途：
に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金 額	
	(配分割合： 27 %)	
	41, 106, 890	円

(c)

※	【参考】					(円)
	a 欄		b 欄		c 欄	当該年度交付金額
	186,402,699	－	72,545,046	＋	41,106,890	= 154,964,543

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
集落戦略を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
○	別紙様式2に定める集落戦略を令和4年度までに作成する。